別表第一中

地方職員共済組合		80.8/1000
公立学校共済組合		91.3/1000
	義務教育職員	91.3/1000
	その他の教職員	55.3/1000
警察共済組合		53.7/1000
東京都職員共済組合		62.2/1000
札幌市職員共済組合		30.1/1000
川崎市職員共済組合		36.1/1000
横浜市職員共済組合		36.9/1000
名古屋市職員共済組合		57.2/1000
京都市職員共済組合		55.4/1000
大阪市職員共済組合		54.6/1000
神戸市職員共済組合		48.7/1000
広島市職員共済組合		30.1/1000
北九州市職員共済組合		43.4/1000
福岡市職員共済組合		37.7/1000
市町村職員共済組合		41.8/1000
都市職員共済組合		

を

地方職員共済組合		71.6/1000
公立学校共済組合		74.6/1000
	義務教育職員	74.6/1000
	その他の教職員	45.0/1000
警察共済組合		50.8/1000
東京都職員共済組合		61.4/1000
札幌市職員共済組合		28.0/1000
川崎市職員共済組合		32.0/1000
横浜市職員共済組合		36.9/1000
名古屋市職員共済組合		50.3/1000
京都市職員共済組合		46.0/1000
大阪市職員共済組合		48.6/1000
神戸市職員共済組合		43.4/1000
広島市職員共済組合		28.5/1000
北九州市職員共済組合		37.3/1000
福岡市職員共済組合		37.3/1000
市町村職員共済組合		38.7/1000
都市職員共済組合		

に

改め、同表（備考）1中「14.79」を「13.82」に改める。

○総務省告示第百三十五号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）附則第七十四条の二の規定に基づき、昭和五十八年自治省告示第五十九号（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により地方団体関係団体等が負担する追加費用に関する件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月三十一日

総務大臣　新藤　義孝

「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に、「千分の二十七・九」を「千分の二十六・四」に改める。

○総務省告示第百三十六号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十九条の二第二項及び第四十一条第四項並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十八号）第八十三条の規定に基づき、昭和六十一年自治省告示第六十五号（地方公務員等共済組合法第百十三条第三項等の規定により地方公共団体が負担する費用に関する件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月三十一日

総務大臣　新藤　義孝

「及び地方公共団体が設立した職員引継一般地方独立行政法人の職員である組合員」を「並びに地方公共団体が設立した職員引継一般地方独立行政法人の職員である組合員、地方公共団体が設立した定款変更一般地方独立行政法人の職員である組合員及び地方公共団体が設立した職員引継等合併一般地方独立行政法人の職員である組合員」に、「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に、「割合を乗じて得た額）及び」を「割合を乗じて得た額）、」に、「割合を乗じて得た額）の合計額に千分の三十六・一」を「割合を乗じて得た額）、当該地方公共団体が設立した定款変更一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準給与の総額（当該定款変更一般地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該定款変更一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準給与の総額に当該地方公共団体が当該定款変更一般地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額）及び当該地方公共団体が設立した職員引継等合併一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準給与の総額（当該職員引継等合併一般地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該職員引継等合併一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準給与の総額に当該地方公共団体が当該職員引継等合併一般地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額）の合計額に千分の三十八・二」に改める。

○総務省告示第百三十七号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第六十五条第四項及び地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十八号）第八十二条第三項の規定に基づき、昭和六十一年自治省告示第六十六号（地方公務員等共済組合法第百十三条第三項等の規定により地方公共団体が負担する地方団体関係団体の職員に係る費用に関する件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月三十一日

総務大臣　新藤　義孝

「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に、「千分の三十六・一」を「千分の三十八・二」に改める。

○総務省告示第百三十八号

地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）第三条第七項の規定に基づき、平成十六年総務省告示第四百十号（地方公務員災害補償法施行規則第三条第七項の総務大臣の定める額を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月三十一日

総務大臣　新藤　義孝

「三千九百五十円」を「三千九百三十円」に改める。

附　則

1　この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

2　この告示による改正後の規定は、平成二十六年四月一日以後に支給すべき事由が生じた年金たる補償以外の補償の額の算定の基礎として用いる平均給与額について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償以外の補償の額の算定の基礎として用いる平均給与額については、なお従前の例による。